

鳴門市保育士転入支援金給付事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内に所在する保育所等における保育士確保を支援するため、鳴門市保育士転入支援金給付事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 保育所等 次のいずれかに該当する施設をいう。

ア 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所(同法第35条第4項の規定により認可を受けた施設に限る。)

イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園(同法第17条第1項の規定により認可を受けたものに限る。)

(2) 保育士 保育所等に勤務する保育士の資格を有している者であつて、利用児童の教育・保育を行う者(保育施設において管理職手当を支給される職員を除く。)をいう。

(給付対象者)

第3条 市は、この要綱に定めるところにより、鳴門市保育士転入支援金(以下「転入支援金」という。)を給付する。

2 転入支援金の給付対象者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 転入支援金の申請年度(新規に開設された保育所等においては開設月の翌月以後。)において新たに市内の保育所等に雇用された保育士(当該保育所等における採用の日前12月以内において他の保育所等で保育士として勤務したことがある者を除く。)であること。

(2) 転入支援金の申請日において市内の保育所等に常時勤務する保育士であること。

(3) 鳴門市外の住民基本台帳に記録されていた者であって、市内の保育所等に雇用された日の3月前から当該雇用された日の翌日から起算して3月を経過する日までの間に鳴門市の住民基本台帳に記録されることとなったものの。

(4) 転入支援金の給付を受けたことがないもの。

(転入支援金の額)

第4条 転入支援金の額は、給付対象者1人につき10万円とする。

(申請)

第5条 転入支援金の給付を受けようとする者は、転入支援金申請書(様式第1号)に必要事項を記載し、住民票の写しを添付して市長に提出しなければならない。

(給付決定及び給付)

第6条 市長は、前条の規定により提出された申請書を受け取った場合は、速やかに内容を確認の上、給付を決定し、当該申請者に対し転入支援金を給付するものとする。

2 市長は、前項の給付の決定に当たり、転入支援金給付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(不正利得の返還)

第7条 市長は、偽りその他不正の手段により転入支援金の給付を受けた者があるときは、既に給付を受けた転入支援金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第8条 転入支援金の給付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、鳴門市保育士転入支援金給付事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別紙概要

- ・ 就労支援金（新規・復帰支援）対象者のうち、常勤職員（正規）が就職を機に鳴門市内に転入する保育士、保育教諭に支給。
- ・ 施設を介さず、保育士等本人が直接市に申請を提出する必要があります。

支給の要件は。

保育施設の新規採用日前後3か月以内に他市町村から鳴門市内に転入した保育士等であって住所異動が確認できる住民票の提出を行う方が対象になります。

市外の大学等に通学し、就職を機に鳴門市の実家に転入した場合は対象になるのか。

住民票の異動が確認できる場合に限り対象とします。

住民票を鳴門市のままとし、市外の大学等に通っており、実質的には採用を機に引っ越しを行った方については、住民票の異動が確認できないため対象とはなりません